令和７年度
袖ケ浦市協働事業
提案制度募集要項

【自由提案型（スタート部門）】

応募の期限：５月３０日（金）

企画政策部 市民協働推進課

〒299-0292
袖ケ浦市坂戸市場１番地１

TEL 0438-62-3102／FAX 0438-62-3165
E-mail：sode03@city.sodegaura.chiba.jp

目　次

１　事業の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　提案団体の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

３　提案を募集する協働事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

４　協働事業の実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

５　補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

６　補助対象となる経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

７　協働事業の提案から実施までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

９　関係様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

参考資料

協働事業実施までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

令和４・５年度採択事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

袖ケ浦市協働事業に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

1　事業の目的

協働事業提案制度は、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、複雑化している地域の課題や市民ニーズに対応するため、団体等と市が協働で行う事業についての提案を募集するものです。この制度を活用し、双方でよりきめ細かく効果的に事業を展開し、地域の課題の解決を目指します。

このうち、今回募集するスタート部門は、これから地域のまちづくりに取り組もうとする団体が、新たに協働事業を実施することを支援し、団体の育成につなげることを主な目的としています。通常の協働事業よりも審査手続等が簡易になっており、より気軽に取組を始めることができます。

2　提案団体の要件

協働事業を提案できる団体は、ＮＰＯ・ボランティア団体などの市民活動団体、自治会などの地域活動団体（以下「団体等」）のうち、次の要件を全て満たす団体等となっております。なお、個人での提案はできません。

ただし、②又は③の要件について、現時点で備えていない団体であっても、今後に要件を備えることが見込まれる場合は、新規に協働事業に取り組もうとする団体として、１回に限り提案することができます（スタート部門）。

① 市内に居住又は在勤する者を含む５人以上で構成されている。
② 組織の運営に関する規程（定款・規約・会則等）がある。
③ １年以上の活動実績がある。
④ 活動の目的が宗教や政治活動に関係していない。
⑤ 団体又はその構成員が暴力団又は暴力団等と関係していない。

3　提案を募集する協働事業

（１）応募の期限

令和７年５月３０日（金）到着分まで

（２）協働事業の種類：自由提案型

団体等が、地域のまちづくりのテーマを自由に設定して、協働事業を企画提案します。

（３）募集する協働事業

①　補助対象経費が５万円以下の事業

新規で協働事業に取り組む団体等が応募できます（上記「提案団体の要件」②又は③を備えていない団体等も応募できます）。

ただし、過去に協働事業を提案したことがある団体等は応募できません。

② 経費を要しない事業

過去に協働事業を提案したことがある団体等も応募できます。

※ 同一団体から同一年度に提案できる件数は１件になります。なお、経費を要しない事業を含む２件以上の提案したい場合はご相談ください。

※ 同一団体から同趣旨の協働事業を提案する場合は、通算して３回までになります。

（４）対象となる事業

次の要件を全て満たす事業が対象になります。

① 団体等の特性を活かした市内で実施する公益的な事業で、地域の身近な課題の解決が図られること。
② 具体的な効果や成果が期待でき、市民の満足度が高まること。
③ 事業を協働で行うことにより、効果又は効率性が高まること。

（５）対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、対象になりません。

① 専ら営利を目的とするもの
② 特定の個人が利益を受けるもの
③ 調査又は研究を主な目的とするもの
④ 国、県又は市などから助成を受けているもの（対象になる場合もあり）
⑤ 政治、宗教又は選挙活動に関するもの
⑥ 特定の公職の候補者、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの
⑦ 法令、条例等に違反するもの
⑧ 公の秩序又は善良な風俗を乱すもの又は乱すおそれのあるもの

４　協働事業の実施時期

令和７年度中に実施し、令和８年３月３１日までに完了する協働事業又は令和８年度に実施する事業を募集します。

※ スタート部門以外の通常の協働事業については、６月から８月に募集を行う予定です。詳細については、今後、広報紙・市ホームページ等でお知らせします。

５　補助金額

補助対象経費が５万円以下の事業について、その全額を補助します。

※ 補助金以外の事業収入がある場合は、その収入を差し引いた金額になります。

６　補助対象となる経費

（１）補助対象となる経費

種　別	内　　容	注意事項等
報　償　費	講師やアドバイザーなどに支払う謝礼など	謝礼等の金額は市の基準に準ずる。
消 耗 品 費	事業に直接必要となる事務用品及び文房具類の購入費、コピー用紙等	消耗品１点の購入価格は10,000円未満
燃　料　費	草刈機等の使用機材の燃料費	
印刷製本費	ポスターやチラシ、パンフレット等のコピー代や印刷代	
通信運搬費	事業を実施するために必要となる切手代や電話代など	活動に要したことが分かる明細書等が必要
保　険　料	事業を実施するために必要となる保険料など	当該事業に関係する保険のみが対象
使用料及び賃借料	会場使用料、事業に使用する物品の借用料	

※　上記以外の経費であっても、特に必要と認められるものについては対象になる場合がありますので、ご相談ください。

（２）補助対象とならない経費

① 事務所の賃借料や光熱水費など又は団体の維持費及び運営費
② 土地の取得や造成に関する経費
③ 会議などで要した飲食費
④ 支払ったことが明確に確認できない経費（領収書等がない場合を含む）
⑤ その他、事業に直接係わらないと判断できる経費
⑥ 補助金の交付決定（協働事業選定結果通知書ではありません）より前に支出された経費

7　協働事業の提案から実施までの流れ

【 協働事業の提案 】

（１）応募の期限

令和７年５月３０日（金）到着分まで

（２）提出書類

協働事業を提案する際には、次の書類の提出が必要になります。

ただし、新規団体等であって、⑤組織の運営に関する規程、⑥のうち前年度の事業報告書又は⑦のうち前年度の決算書を備えていない場合には、提出不要です。

① 協働事業提案書（様式第１号）
② 協働事業実施計画書（様式第２号）
③ 協働事業収支予算書（様式第３号）
④ 提案団体概要書（様式第４号）
⑤ 提案団体の組織の運営に関する規程（定款、規約、会則等）
⑥ 提案団体の当該年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
⑦ 提案団体の当該年度の予算書及び前年度の決算書
⑧ 提案団体の構成員、会員等の名簿
⑨ その他市長が必要と認める書類
（提案団体資格等についての確認書　等）

（３）提出先

袖ケ浦市役所 市民協働推進課（市役所中庁舎２階）
または電子フォーム
URL　https://logoform.jp/form/tSXa/232007
QR コード

【 調　整 】

提案された協働事業について、市の事業担当課と実施に向けて課題等の整理をしていただきます。

なお、調整の結果によっては、提案内容の一部を見直していただく場合があります。

【 審査（選考）】

提案された全ての協働事業は、学識経験者などで構成される協働事業審査委員会において審査を行い、結果を市長に提言します。

なお、審査の結果、採択にあたり条件が付くことや、提案内容の一部を見直していただく場合があります。

（１）審査（選考）方法

次の項目により書類審査を実施します。

※　通常の協働事業を審査する際には、２次審査で提案団体による公開のプレゼンテーションを実施しますが、スタート部門では書類審査のみとなります。

①　協働の妥当性必要性

	審査項目	評価する視点
1	提案内容の妥当性	提案内容は、地域の課題を踏まえ、住民ニーズを的確に捉えているか。
2	協働の必要性	課題解決のために、事業を協働で行うことにより、相乗効果が生じ、提案団体と市の共通の目的が達成されることが期待できるか。
3	公益性	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるものか。

②　実現の可能性

	審査項目	評価する視点
1	目標・成果設定	事業を行うことにより達成しようとする目標や成果が明確となっており、創意工夫や先進的な取組みがあるか。
2	役割分担	提案団体と市との役割分担が明確になっているか。
3	実現性	事業の内容やスケジュールなどが実現可能なものとなっているか。
4	費用対効果	予算は適切な積算となっているか、また効果が期待できる事業内容となっているか。
5	実施能力	提案団体には事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績、体制など）があると認められるか。

【 事業の採択 】

市長は、協働事業審査委員会の審査結果を参考に協働事業の採択・不採択を決定し、提案団体へ協働事業選定結果通知書によりお知らせします。

なお、協働事業の採択結果は、市ホームページ等で個人情報を除いて公開します。

【 協定書の締結 】

協働事業を実施する団体等は、その事業を実施する前に、市と協定書を締結します。この協定書では、協働事業を実施するうえでの役割分担や事業の内容など、事前に決めておかなければならない事項を定めます。

【 事業の実施 】

協働事業を実施する団体等は、協定書に定められている事項を遵守して円滑に事業を実施します。なお、必要に応じて中間報告をしていただく場合があります。

≪市長に報告しなければならない場合（様式第６号）≫

① 途中で事業を変更又は中止する場合
② 予定の期間内に事業が完了しない場合又は完了する見込みがない場合
③ 予定の期間内に事業の遂行が困難となった場合

【 実績の報告 】

協働事業を実施した団体等は、事業を実施した年度の３月３１日までに次の書類を添付して、市長に協働事業実績報告書（様式第７号）を提出します。

① 協働事業収支決算書
② 協働事業に係る経費の領収書など（支払ったことが確認できる書類）
③ その他実績報告の参考となる資料

【 事業の報告、評価 】

事業の実施結果について、市ホームページ等で公開します。

また、協働事業を実施した年度又は翌年度（事業の実施時期による）に、市が事業報告会を開催する場合は、協働事業を実施した団体に事業の成果を関係者や市民に報告していただきます。

その他、協働事業を実施した団体と市は、事業について評価を行います。

8　その他

協働事業の実施にあたり、注意点などを記載しています。
ご不明な点等あれば、市民協働推進課までお気軽にお問合せください。

（１）企画提案の段階では

① 協働事業の実施にあたり、地域や関係者・関係機関と事前に調整し、事前に許可や承諾を得ておくなど、事業を問題なく円滑に進められるように準備してください（施設の使用許諾や関係者との協議など）。
　なお、事前の準備が整っていない場合には、事業が採択されない場合があります。

② 協働事業の実施段階で経費が増加した場合でも、原則として補助金の増額はできません。協働事業収支予算書の作成にあたっては、見積書をとるなど金額を十分に精査してください。

③ 一般市民が参加する事業などを実施する場合には、事故等の発生に備えて保険加入をご検討ください。この場合の保険料は、参加者の負担分を除き補助対象経費になります。

（２）事業実施の段階では

① 補助対象経費を要する協働事業については、「協働事業提案制度採択事業補助金交付決定通知書」を受けた後に着手してください（協働事業選定結果通知を受けたときや協定を締結した段階では着手しないでください）。

② チラシ・ポスター等の掲示物・発行物には、本制度の採択事業とわかるように「令和７年度袖ケ浦市協働事業提案制度採択事業」等の記載をしてください。また、広報などの際にも同様としますので、詳しくはご相談ください。

③ イベント等の実施日程が決定した際には、市民協働推進課までご連絡ください。また、チラシ等がありましたら、ご提供ください。

④ 協働事業の実施にあたっては、活動記録をとるようにしてください。また、市ホームページ等に活動状況の写真を掲載（支障がない範囲）することがありますので、写真の撮影をお願いします。

９　関係様式

様式第１号（第６条関係）

袖ケ浦市協働事業提案書

年　　月　　日

袖ケ浦市長　　様

所在地
団体名
代表者名

袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第６条第１項の規定により、次のとおり提案します。

事　業　名	
提案区分	自由提案型
事　業　費	円
事業概要	
事業に要する期間	年　月　日から　　年　月　日まで
添付書類	□協働事業実施計画書 □協働事業収支予算書 □提案団体概要書 □提案団体の組織の運営に関する規程 □提案団体の当該年度の事業計画書及び前年度の事業報告書 □提案団体の当該年度の予算書及び前年度の決算書 □提案団体の構成員、会員等の名簿 □その他（　　）

様式第２号（第６条関係）

協働事業実施計画書

事　業　名		
現状の課題		
事業の内容		
役割分担	団体の役割	
	市の役割	
協働の必要性		
事業の効果		
事業の先進性		
実施計画	実施日程	
	内容・体制（人員など）	
	場　所	

様式第３号（第６条関係）

協働事業収支予算書

収入

項　目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市に負担を求める額		
その他収入		
市民活動団体等負担額		
合計		

支出

	項　目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
補助対象経費			
	小計（Ａ）		
補助対象外経費			
	小計（Ｂ）		
総事業費（Ａ＋Ｂ）			

様式第４号（第６条関係）

提案団体概要書

団　　体　　名		
代　表　者　名		
事　　務　　所 （連絡先）	住　　所	
	電話番号	
設立年月日	年　　月　　日	
構成員・会員数	人　※名簿を添付	
団体の目的		
活動の実績 ※活動の実績がわかる資料を添付した場合、記載は省略可		

提案団体資格等についての確認書

令和　　年　　月　　日

袖ケ浦市長　　様

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当団体は、下記の全ての事項に該当することを誓約します。

記

（１）袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第３条関係

① 市内に居住又は在勤する者を含む５人以上で構成されている

② 組織の運営に関する規程（定款、規約、会則等）を有している（注 1）

③ 原則として、１年以上継続して活動を実施している（注 2）

④ 活動の目的が、宗教又は政治活動に関係しない

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者と団体又はその構成員等が関係していない

※ 注１・注２ 提案事業の補助対象経費が５万円以下で、かつ今後に資格を有することが見込まれる場合は、資格を有しなくても１回に限り提案できる。

※ 注２ 提案事業を適切に実施した実績を有する団体は、活動の期間が１年未満であっても提案できる。

（２）袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第４条関係

① 専ら営利を目的としない

② 特定の個人が利益を受けない

③ 調査又は研究を主な目的としない

④ 国、地方公共団体又はその他の機関から市民活動団体等が直接助成を受けていない

⑤ 政治、宗教又は選挙活動に関係しない

⑥ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としない

⑦ 法令、条例等に違反しない

⑧ 公の秩序又は善良な風俗を乱すもの又は乱すおそれがない

様式第５号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

袖ケ浦市長

袖ケ浦市協働事業選定結果通知書

年　　月　　日付けで提案された協働事業については、下記のとおり決定したので、袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第１０条第３項の規定により通知します。

記

１　事　業　名

２　選定の結果　　採択　・　採択候補　・　不採択

３　条　　件

４　不採択の理由

様式第６号（第１４条関係）

袖ケ浦市協働事業変更（中止）承認申請書

年　　月　　日

袖ケ浦市長　　様

所在地
団体名
代表者名

年　　月　　日付け　　第　　号で決定のあった協働事業について、次のとおり事業の変更（中止）の承認を受けたいので、袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第１４条第１項の規定により申請します。

<table>
<tr><td>協働事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更（中止）の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更（中止）の内容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第７号（第１５条関係）

袖ケ浦市協働事業実績報告書

年　　月　　日

袖ケ浦市長　　様

所在地
団体名
代表者名

年　　月　　日付けで協定を締結した協働事業を実施しましたので、袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第１５条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

協働事業名	
事業費（市負担額）	円（　　円）
事業期間	
実施場所	
参加者数	
実施内容及びその成果	

添付書類

(1) 協働事業収支決算書
(2) 協働事業の実施に要した経費の領収書の写し等
(3) その他実績報告の参考となる資料

様式第８号（第１５条関係）

袖ケ浦市協働事業中止報告書

年　　月　　日

袖ケ浦市長　　様

所在地
団体名
代表者名

年　　月　　日付けで協定を締結した協働事業を中止しましたので、袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第１５条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

協働事業名			
中止の理由			
事業期間			
実施場所			
参加者数			
中止時の事業の進捗状況及びその成果			
予定事業経費	円		
支出済経費	円		
市支出予定額	円		
既に市から受け入れた経費	円	左のうち支出済額	円

添付書類

(1) 協働事業の中止までに要した経費の領収書の写し等

(2) その他中止報告の参考となる資料

参 考 資 料

【協働事業実施までのスケジュール（令和７年度中に実施する事業の場合）】

項目＼時期	令和６年度											
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
協働事業の提案	→	→	→	５月３０日（金）提出・到着分まで								
調整		→	→	→								
				担当課⇔提案団体等								
審査（選考）				◆								
				書類審査（選考）								
事業の採択選定結果の通知				◆								
協定書の締結				◆								
				協定書の締結に合わせ、「協働事業提案制度採択事業補助金交付申請書」を提出のこと。								
協働事業の実施					┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅▶
					補助金の交付決定後に着手のこと。 また、事業完了後は速やかに実績報告をしてください。							

【令和６年度採択事業】

（R7.3 現在）

提案団体	採択事業	事　業　概　要	実施時期	総事業費	市負担額
Cinema the Gaura Project	袖ケ浦市で市民による市民のための上映会を開催しよう	地域の社会課題を解決するような「市民による、市民のための地域交流型の SDGs 映画上映会を開催する。	R7年度	428,520 円	252,000 円

【令和５年度採択事業】

（R7.3 現在）

提案団体	採択事業	事　業　概　要	実施時期	総事業費	市負担額
Cinema the Gaura Project	袖ケ浦市で市民による市民のための上映会を開催しよう	地域の社会課題を解決するような「市民による、市民のための地域交流型の SDGs 映画上映会を開催する。	R5 年度	87,560 円	50,000 円 （スタート部門）
たちばな花の会	花壇整備事業	市が所有する遊休地を借り受け、地域の有志で花壇として整備し、環境保全の維持を図る。	R6 年度	60,000 円	40,000 円
Cinema the Gaura Project	袖ケ浦市で市民による市民のための上映会を開催しよう	地域の社会課題を解決するような「市民による、市民のための地域交流型の SDGs 映画上映会を開催する。	R6年度	548,800 円	263,000 円
市民生活デジタル活用事業	長浦地区まちづくり協議会	スマホ教室を企画・開催することで、長浦地区住民の生活上のデジタルデバイスの活用を積極的に図る。また、この事業を通して、当協議会の周知を図るとともに、当協議会の活動賛同者・協力者を増やすことで組織の活性化、ひいては地域の活性化を目指す。	R6 年度	192,000 円	92,230 円 （テーマ設定型）

袖ケ浦市協働事業に関する協定書

袖ケ浦市（以下「市」という。）と団体名（以下「団体」という。）とは、袖ケ浦市協働事業（以下「事業」という。）の実施にあたって、袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱第１３条第１項の規定により、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、事業の実施にあたって、市と団体の双方が互いに理解、尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

（事業の概要）

第２条　市及び団体は、団体が提出した実施計画書に基づき、次の事業を実施する。なお、変更が生じる場合は、市と団体が協議の上、決定する。

(1) 事業名

(2) 事業内容

(3) 事業期間

（役割分担）

第３条　市及び団体は、それぞれ次に掲げる役割を分担する。

市の役割	団体の役割

２　市又は団体は、その責に帰する理由により、事業に関し、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

３　市及び団体は、第１項に規定すること以外に、事業の実施において新たに役割が生じた場合は、双方協議の上、これを分担する。

（事業の評価）

第４条　市及び団体は、実施した事業を検証するため、事業終了時にその効果や目的達成状況についての評価を行うものとする。

（成果の帰属）

第５条　事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、市及び団体の両者に帰属するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第６条　団体は､この事業の実施にあたり知り得た個人情報等の機密を保持する。

（情報公開）

第７条　事業に関する事項は、公開を原則とする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定書の締結の日から事業の検証が終了するまでとする。

（協定の変更及び解除）

第９条　事業実施中にこの協定書の事業内容又は協定事項に変更が生じたときは、市及び団体の双方で協議し、必要により協定書を変更するものとする。

２　市及び団体は、市又は団体がこの協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達成することができないと認められるときは、協定を解除することができる。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市及び団体は速やかに協議を行い、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

年　　月　　日

袖ケ浦市坂戸市場１番地１
袖ケ浦市
市　長　　㊞

袖ケ浦市
団体名
代　表　　㊞

袖ケ浦市協働事業提案制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民の主体的な活動により、「自立と協働のまち」を実現するために、市民等と市が協働して行う事業（以下「協働事業」という。）についての提案を募集し、提案された協働事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民活動団体　NPO法人、ボランティア団体等、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体をいう。

(2)　地域活動団体　自治会等、一定の区域に居住している住民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体をいう。

（提案の資格）

第３条　協働事業を提案できるものは、市内に事務所及び活動場所を有する市民活動団体及び地域活動団体（以下「市民活動団体等」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　市内に居住又は在勤する者を含む５人以上で構成されていること。

(2)　組織の運営に関する規程（定款、規約、会則等）を有していること。

(3)　１年以上継続して活動を実施していること。ただし、次項の規定により協働事業を提案した市民活動団体等であって、当該協働事業を適切に実施した実績を有するものは、この限りでない。

(4)　活動の目的が、宗教又は政治活動に関係しないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者と団体又はその構成員等が関係していないこと。

２　前項の規定にかかわらず、同項第２号又は第３号本文に規定する資格を有しない市民活動団体等であっても、それらを有することが見込まれ、かつ、対象経費（協働事業の実施に要する経費のうち、市長が必要と認めたものをいう。）が５万円以下である場合には、協働事業を提案することができるものとする。

（協働事業の区分及び要件）

第４条　協働事業は、次に掲げる区分に応じた事業とする。

(1)　市民活動団体等が提案する協働事業（自由提案型）　地域の課題等について提案する協働事業

(2)　市が提示する協働事業（テーマ設定型）　市が提示するテーマについて提案する協働事業

２　協働事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1)　市民活動団体等の特性を活かした市内で実施する公益的な事業であり、地域の身近な課題の解決が図られること。

(2)　具体的な効果や成果が期待でき、市民の満足度が高まること。

(3)　協働事業で実施することにより、効果又は効率性が高まること。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、協働事業の対象としない。

(1)　専ら営利を目的とするもの

(2)　特定の個人が利益を受けるもの

(3)　調査又は研究を主な目的とするもの

(4)　国、地方公共団体又はその他の機関から市民活動団体等が直接助成を受けているもの

(5)　政治、宗教又は選挙活動に関するもの

(6)　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの

(7)　法令、条例等に違反するもの

(8)　公の秩序又は善良な風俗を乱すもの又は乱すおそれのあるもの

（協働事業の制限）

第５条　協働事業の実施にかかる経費を市が支出する場合の１件当たりの限度額は、市長が別に定める。

２　協働事業は、単年度で実施できるものでなければならない。

３　協働事業を提案できる件数は、原則として、毎年度１団体につき１件とする。ただし、協働事業の実施にかかる経費を市が支出しない場合は、この限りでない。

４　同一の団体から同趣旨で提案できる協働事業は、通算して３回までとする。ただし、第３条第２項の規定により提案できる協働事業は、１回限りとする。

（協働事業の提案等）

第６条　協働事業を提案しようとする市民活動団体等（以下「提案団体」という。）は、袖ケ浦市協働事業提案書（様式第１号。以下「提案書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第３条第２項の規定により協働事業を提案しようとする提案団体については、第４号に規定する書類、第５号に規定する書類のうち前年度の事業報告書又は第６号に規定する書類のうち前年度の決算書の添付を省略することができる。

(1)　協働事業実施計画書（様式第２号）

(2)　協働事業収支予算書（様式第３号）

(3)　提案団体概要書（様式第４号）

(4)　提案団体の組織の運営に関する規程（定款、規約、会則等）
(5)　提案団体の当該年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
(6)　提案団体の当該年度の予算書及び前年度の決算書
(7)　提案団体の構成員、会員等の名簿
(8)　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する協働事業の提案は、市長が別に定める募集期間において行うものとする。

（調査）

第７条　市長は、提案された協働事業について次に掲げる事項を調査する。
(1)　第３条に規定する提案の資格の有無
(2)　法令、条例等の違反の有無
(3)　市の他の制度等による実施の有無

（審査等）

第８条　市長は、第６条第１項に規定する提案書の提出があった場合は、袖ケ浦市協働事業審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付するものとする。

２　委員会は、前項の規定により審査を付されたときは、書類による１次審査を行い、次の各号に定める提言又は報告を行うものとする。
(1)　市が経費を支出する協働事業（第３条第２項の規定により提案された協働事業を除く。）　２次審査に付する提案であるか否かの報告
(2)　前号以外の協働事業　提案された協働事業を採択又は不採択とすべきかの提言

３　委員会は、前項第１号の規定により、２次審査に付する提案について、公開プレゼンテーションを実施するものとする。

４　委員会は、前項の規定により実施した公開プレゼンテーションを踏まえ２次審査を行い、その結果を市長に提言するものとする。

（委員会の設置等）

第９条　市長は、前条に規定する審査を行うために、委員会を設置する。

２　委員会は、委員８人以内で組織する。

３　委員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる人数を選出し、市長が委嘱又は任命する。
(1)　学識経験者　２人以内
(2)　市民活動団体等を代表する者　２人以内
(3)　公募による市民　２人以内
(4)　職員のうち市長が指名する者　２人以内

４　委員の任期は、委嘱又は任命の日からこれらの日が属する年度の翌年度の３月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任することができる。

６　委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。
７　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
８　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
９　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
１０　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（協働事業の選定及び公表）

第１０条　市長は、第８条第２項第２号に規定する提言に基づき、提案された協働事業の採択又は不採択を決定するものとする。
２　市長は、第８条第４項に規定する提言に基づき、提案された協働事業の採択候補又は不採択を決定するものとする。
３　市長は、前２項の規定による決定内容を袖ケ浦市協働事業選定結果通知書（様式第５号）により、提案団体に通知するものとする。
４　市長は、提案された協働事業の選定結果を広報紙等で公表するものとする。
５　第２項の規定により、採択候補となった協働事業は、当該協働事業にかかる予算の成立をもって採択する協働事業とする。

（実施の方法）

第１１条　前条第１項の規定により採択と決定された協働事業及び同条第５項の規定により採択された協働事業は、補助の方法により実施するものとする。

（実施の時期）

第１２条　協働事業の実施の時期は、次の各号に定めるとおりとする。
(1)　第１０条第１項の規定により採択と決定された協働事業　採択と決定された翌年度に実施する。ただし、当該年度内に実施することができるものはこの限りでない。
(2)　第１０条第５項の規定により採択された協働事業　当該協働事業にかかる経費が市の予算に計上されている年度に実施する。

（協定の締結）

第１３条　市長は、採択が決定した協働事業を提案した市民活動団体等（以下「事業実施団体」という。）と、当該協働事業の実施前に協定を締結するものとする。
２　次条第１項の規定により、協働事業の内容を変更したときは、必要に応じて協定を変更するものとする。

（事業の変更等）

第１４条　事業実施団体は、協働事業の内容等を実施前又は実施中に変更又は中止しようとするときは、袖ケ浦市協働事業変更（中止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、変更又は中止に関して承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告等）

第１５条　事業実施団体は、協働事業が終了したときは、袖ケ浦市協働事業実績報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　事業実施団体は、協働事業を中止したときは、袖ケ浦市協働事業中止報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（事業報告会）

第１６条　市長は、実施した協働事業の事業報告会を開催するものとする。

（実施事業の評価と公表）

第１７条　市長は、事業実施団体と実施した協働事業について評価を行う。

２　前項に規定する評価の結果については、広報紙等で公表するものとする。

（庶務）

第１８条　協働事業に関する事務は、企画政策部市民協働推進課において処理する。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２４年７月１５日から施行する。

（任期の特例）

２　この告示の公示以後、初めての委員会の委員の任期は、第９条第４項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までとする。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

様式　略